

令和5年6月26日招集

令和5年 第6回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和5年第6回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和5年第6回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和5年6月26日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番 大江 正好	2番 本 田 勝 彦	3番 門 脇 功
4番 東海 林 光輝	6番 寒 河 江 一 浩	7番 庄 子 裕 絵
8番 高 岡 貞 雄	9番 仲 野 孝 藏	10番 石 山 一 穂
11番 吉 田 好 春	12番 岡 田 邦 弘	13番 栗 原 洋 幸
14番 阿 部 昇	15番 大 内 恒 一	17番 岡 田 和 敏
18番 瀬 野 幸 太 郎	19番 菅 原 繁 治	

1. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

第 5 報第7号 農地の転用の例外確認申請について

第 6 報第8号 農地賃貸借契約の合意解約について

第 7 報第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について

第 8 議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第 9 議第31号 事業計画変更承認申請について

第10 議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第11 議第33号 農用地利用集積計画について

第12 議第34号 東根農業振興地域整備計画の変更について

第13 農地あっせん委員会の報告

第14 農地転用委員会の報告

第15 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 岡 田 正 樹 農政主査兼係長 松 岡 義 朗

主任 杉浦ひとみ 主任 渋谷泰樹

1. 議長 農業委員会会長 菅原繁治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和5年第6回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

11番 吉田好春委員、12番 岡田邦弘委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第5回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第6号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてから、日程第12、議第34号東根農業振興地域整備計画の変更についてまでの、4報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

それでは、令和5年、第6回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条第1項の規定による許可の取消願は1件です。

報第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

別紙土地に係る農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について受理したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可の取消願、所有権移転

許可年月日：平成 20 年 12 月 24 日、指令番号：指令東農委第 191 号。土地の所在：大字  
関山字南原●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑 地積：275 m<sup>2</sup>。譲渡人住所氏名：東根  
市大字観音寺●●●●、●●●●。譲受人住所氏名：東根市大字関山●●●●、●●●●。  
取消願年月日：令和 5 年 6 月 9 日、取消願理由：譲受人による利用実態なし。取消願の受  
理年月日：令和 5 年 6 月 9 日であります。3 頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は 1 件です。

報第 7 号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法  
第 4 条第 1 項第 8 号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、  
本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号 1 番、申請者住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。転用しようとする  
土地の表示。土地の所在：大字長瀬字川原●●●●、地目：田 面積：1,609 m<sup>2</sup>の内 75  
m<sup>2</sup>。土地の所有者：●●●●。転用の理由：農機具用倉庫を設置する。所要面積：農機具  
用倉庫 75 m<sup>2</sup>。5 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は 3 件です。

報第 7 号、農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、  
同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、  
本会に報告するものであります。6 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 47 番、土地の所在：大字泉郷元後沢字川原●●●●。地目、登記簿：田、現況：  
畑、地積：375 m<sup>2</sup>ほか 1 筆。賃貸人住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。  
賃借人住所氏名：東根市大字泉郷乙●●●●、●●●●。解約後の利用：自己保全となり  
ます。以下、受付番号 48 番、49 番の 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略  
させていただきます。7 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の取下願は 1 件です。

報第 9 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の取下願について

別紙、土地に係る農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の取り下げ願いについて受  
理されたので、本会に報告するものであります。8 頁をお開き下さい。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の取下願

受付年月日、令和 5 年 5 月 10 日。土地の所在：大字羽入字押堀●●●●。地目、登記簿：  
畑、現況：畑、地積：717 m<sup>2</sup>。申請人住所氏名：尾花沢市大字牛房野●●●●、●●●●、

職業：農業。 転用後の主要目的：既設工場、既設附属建物、既設駐車場、貸雪捨場、貸駐車場、貸通路他。所要面積：3,705.89 m<sup>2</sup>併用地有です。取下願年月日：令和5年6月9日、取下願の理由：5条申請に変更のためであります。9頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、10件です。

議第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。10頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転。受付番号51番、土地の所在：大字羽入字角地●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地積：819 m<sup>2</sup>ほか1筆。譲渡人住所氏名：東根市大字羽入●●●●●、●●●●●。事由：高齢化による経営縮小、経営面積：12 a。譲受人住所氏名：東根市大字羽入●●●●●、●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：118 aであります。

以下、受付番号52番から11頁の受付番号59番までの8申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定

受付番号60番、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,675 m<sup>2</sup>の内1,588.60 m<sup>2</sup>ほか14筆。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●● 児玉高一。事由：経営移譲年金受給のため、経営面積：1,562 a。借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●● ●●●●●。事由：期間満了につき再設定、経営面積1,562 aであります。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は、13頁に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、1件であります。

議第31号、事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」昭和51年9月30日付、51構改B第1939号、農林省構造改善局長通知、に該当するので、本会の意見を求めるものであります。15頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係

受付番号6番、当初計画者住所氏名：東根市本丸西四丁目1番24号、医療法人延世会 理事長 金村應文。承継者住所氏名：東根市本丸西四丁目1番24号、医療法人延世会 理事長 金村應文。承認を受ける土地の所在：本丸西四丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：5,083 m<sup>2</sup>ほか2筆。用途：当初 老人福祉施設、変更後 老人福祉施設と

なります。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。  
16 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、12 件です。

議第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。17 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 29 番、土地の所在：六田一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積 44 m<sup>2</sup>。譲渡人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●● 職業：無職 ほか 1 名。  
譲受人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●● 職業：無職。転用後の主要目的：既存一般住宅、既存通路他、駐車場、通路他。所要面積計が 383.06 m<sup>2</sup>。備考として所有権移転、併用地有りであります。

以下、受付番号 30 番から 19 頁の受付番号 40 番までの 11 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。  
21 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請及び農地法第 5 条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思っております。22 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、12 計画です。

議第 33 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。23 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 41 番 土地の所在：大字東根元東根字津河●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,561 m<sup>2</sup>。売人住所氏名：東根市中央二丁目●●●●、●●●●。  
買人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用、  
移転時期：令和 5 年 6 月 26 日。対価、総額：280,000 円、支払い方法：現金。支払期限：令和 5 年 7 月 12 日、引き渡し時期：令和 5 年 7 月 13 日。買人の耕作面積は 41 a であります。

以下、受付番号 42 番の 1 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省

略させていただきます。24 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 200 番、土地の所在：大字東根元東根字津●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：5,054 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市本丸西一丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●● ●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和 5 年 6 月 26 日、終期：令和 15 年 6 月 25 日。賃借料：10 a あたり 1,979 円、10 年新規。借人の耕作面積は 41 a であります。

以下、受付番号 201 番から 25 頁の受付番号 206 番までの 6 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。27 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 207 番、土地の所在：大字野川字西原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：498 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市大字泉郷●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字泉郷●●●● ●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和 5 年 6 月 26 日、終期：令和 10 年 6 月 25 日。賃借料：無償 5 年新規 借人の耕作面積は 126 a であります。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。27 頁をお開き下さい。

議第 34 号、東根農業振興地域整備計画の変更について

別紙、土地に係る東根農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、本会の意見を求めるものであります。

28 頁をお開き下さい。

東根農業振興地域整備計画変更内容

農用地区域除外 6 件、面積：4,236.15 m<sup>2</sup>となります。

No. 1、大字野田字北浦●●●●。台帳地目：田、現況地目：畑、用途区分：農地、面積：373 m<sup>2</sup>ほか 1 筆。所有者：●●●●ほか 1 名、申出者：●●●●。事業計画：貸家、賃貸アパート。以下 No. 2 から No. 6 までの 5 件については、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。29 頁をお開き下さい。

只今ご説明しました農振除外申請箇所的位置図となります。

また、30 頁から 41 頁が、申請地毎の案内図及び字切図となりますので、参考にさせていただきます。

以上で、報告案件 4 件と、議案 5 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいます

よう、お願い申し上げます。

**【議長】**

次に日程第 13、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。  
3 番、門脇功農地あっせん委員会委員長。

**【3 番門脇功農地あっせん委員会委員長】**

はい、3 番門脇です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 6 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 9 件、使用貸借権設定の許可申請 1 件、合計 10 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 6 月 15 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、

受付番号 51 番から 57 番までの申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号 58 番、及び、59 番の申請事由は、自作地相互の交換となります。

次に使用貸借権設定の許可申請についてですが、

受付番号 60 番の申請事由は期間満了に伴う再設定となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願ひ いたします。

**【議長】**

次に、日程第 14、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。  
1 番、大江正好農地転用委員会委員長。

**【1 番大江正好農地転用委員会委員長】**

はい、1 番大江です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 6 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、事業計画変更承認申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 12 件、東根農業振興地域整備計画の変更 6 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 6 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現



地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、事業計画変更承認申請についてですが、

受付番号 6 番については、資材高騰のあおりを受け、設計内容等の見直しを行ったものであります。

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。

受付番号 29 番から 32 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号 29 番は駐車場、受付番号 30 番は一般住宅、受付番号 31 番は駐車場等、受付番号 32 番は事後申請により倉庫兼事務所を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号 33 番、34 番及び 38 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えない範囲で、受付番号 33 番は私道、受付番号 34 番は社員用駐車場、受付番号 38 番は資材置き場を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) e (e)」に該当

受付番号 35 番及び 36 番については、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道区域でかつ、申請地から概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設があることから第三種農地となりますが、貸テナントを整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) a (a)」に該当

受付番号 37 番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、集落に接続して、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のカの(ア)」に該当

立地基準(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のカの(イ) b」に該当

受付番号 39 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

受付番号 40 番については、第一種、第三種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第二種農地となりますが、駐車場を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のカの(ア)」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のカの(イ)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

次に、東根農業振興地域整備計画の変更についてであります。農用地区域除外の6件につきまして農地転用案件と同様に事務局及び当番委員による現地調査、さらに、独自調査を基に内容を慎重審議した結果、

申請番号1番については、集落に接続して賃貸アパート、申請番号2番については、市役所から概ね500mの区域内に一般住宅、申請番号3番及び4番については、鉄道の駅から概ね500mの区域内で、申請番号3番は建築条件付き売買予定地、申請番号4番は事業所、資材倉庫、申請番号5番は市役所から概ね500mの区域内に一般住宅等、申請番号6番については、集落に接続して農家住宅を整備するものであります。いずれの申請につきましても同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみたところであります。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。何かご質問ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第15、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第34号東根農業振興地域整備計画の変更について、9番仲野孝蔵委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

**【議長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【8番 高岡貞雄委員】**

8番高岡です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第31号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第32号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第33号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第34号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【4番 東海林光輝委員】**

4番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第32号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第33号については、畑、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いします。

**【6番 寒河江一浩委員】**

6番寒河江です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第30号については、経営規模拡大、自作地相互の交換、及び、期間満了につき再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第32号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしてお

り、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 33 号については、水田、畑として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 34 号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消願から、報第 9 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の取下願については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに、議第 30 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 31 号、事業計画変更承認申請について、議第 32 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 33 号、農用地利用集積計画について、以上 4 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 30 号から議第 33 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、承認相当との意見を付すること、決定することに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 30 号から議第 33 号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、承認相当との意見を付すること、決定することに決しました。

次に、議第 34 号、東根農業振興地域整備計画の変更について、採決いたしますが、その前に、9 番仲野孝蔵委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 34 号について、地区委員会の審議のとおり、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 34 号については、同意することに決しました。

9 番仲野孝蔵委員の復席を求めます。

9 番仲野孝蔵委員に申し上げます。

ただいま、議第 34 号については、同意することに決しましたので報告いたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これもちまして、令和 5 年第 6 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員